住宅改修の支給可能算定額の例外

三段階リセットの例外

Р2

転居リセットの例外

Р6

(1) 三段階リセットの例外

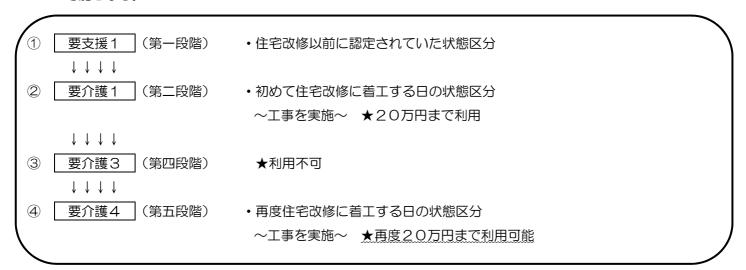
⇒要介護等状態区分を基準として定める「介護の必要の程度」の段階が3段階以上上がった場合

初めて住宅改修費が支給された住宅改修の着工日の要介護等状態区分を基準として「介護の必要の程度」の段階が3段階以上上がった場合に、再度、20万円まで支給可能となります。

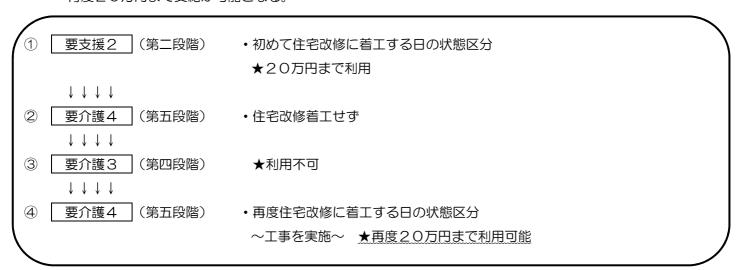
「介護の必要の程度」の段階	要介護等状態区分
第六段階	要介護5
第五段階	要介護4
第四段階	要介護3
第三段階	要介護2
第二段階	要介護1 又は 要支援2
第一段階	要支援1 又は 経過的要介護 旧支援

- ・要支援1から要介護2となった場合、要介護等状態区分は3段階上がるものの、「介護の必要の程度」の段階は2段階 しか上がっておらず、3段階リセットの例外は適用されません。
- 「介護の必要の程度」の段階は3段階以上上がっても自動的に3段階リセットの例外が適用されるのではなく、その時点で住宅改修を行わない場合は適用されません。
- 3段階リセットの例外が適用された場合は、以前の住宅改修で支給可能残額があってもリセットされ、支給限度額は2 の万円となり、支給限度額管理もリセット後のみで行われます。
 - 3段階リセットの例外は1回しか適用されません。
- ただし、転居した場合は、転居後の住宅改修に着目し3段階リセットの例外が適用されます。(6頁参照)

【例1】要支援1と認定されたもののその時点では住宅改修を行わず、要介護1となってから初めて住宅改修を行った場合は、要介護1を基準として「介護の必要の程度」の段階が3段階以上上がった場合に再度20万円まで支給が可能となる。



【例2】要支援2のときに初めて住宅改修に着工し、その後要介護4の認定を受けたもののこの時点では再度住宅改修を行わず、後に要介護3と変更された場合には、「介護の必要の程度」の段階が3段階以上という要件を満たしていないため3段階リセットの例外は適用されない。この場合、再び要介護4又は要介護5の認定がなされれば、再度20万円まで支給が可能となる。



【例3】要介護1のときに初めて住宅改修に着工し10万円の住宅改修費の支給を受け、その後要介護3の時点でも10万円の住宅改修費の支給を受けた場合であっても、要介護4となった場合、初めて住宅改修を行った要介護1を基準として「介護の必要の程度」が3段階以上上がっているため、再度20万円までの支給が可能となる。

(1) 要介護1 (第二段階) ・初めて住宅改修に着工する日の状態区分 ~工事を実施~ ★10万円まで利用 $\downarrow \downarrow \downarrow \downarrow$ 要介護3 (第四段階) 2 • 追加の住宅改修 ~工事を実施~ ★残りの10万円を利用 $\downarrow \downarrow \downarrow \downarrow$ 3 要介護4 (第五段階) • 再度住宅改修に着工する日の状態区分 ~工事を実施~ ★再度20万円まで利用可能

【例4】要介護3のときに初めて住宅改修に着工し10万円の住宅改修費の支給を受け、その後要介護1の時点で10万円の住宅改修費を受けた場合は、初めて住宅改修費を行った要介護3が基準となるので、要介護4となった場合でも再度住宅改修費の支給はできないこととなる。

① 要介護3 (第四段階) ・初めて住宅改修に着工する日の状態区分 ~工事を実施~ ★10万円まで利用
② 要介護1 (第二段階) ・追加の住宅改修 ~工事を実施~★残りの10万円を利用
③ 要介護4 (第五段階) ★利用不可

【例5】要介護1のときに12万円の支給を受け、その後要介護4で住宅改修を行った場合は、支給可能残額の8万円は リセットされることとなり、20万円が支給限度額となる。

① 要介護1 (第二段階) ・初めて住宅改修に着工する日の状態区分 ~工事を実施~ ★12万円まで利用
② 要介護4 (第五段階) ・再度住宅改修に着工する日の状態区分 ~工事を実施~ ★再度20万円まで利用可能 (これまでの支給可能残額8万円はリセット)

【例6】要介護1のときに12万円の住宅改修を行い、その後要介護4で15万円の再度の住宅改修を行った場合、さらにその後要介護3となっても支給限度額管理はリセット後で行われるため5万円までの住宅改修費の支給が可能となる。なお、要介護1のときの支給可能残額8万円はすでにリセットされており、復活することはない。

① 要介護1 (第二段階) ・初めて住宅改修に着工する日の状態区分 ~工事を実施~ ★12万円まで利用
② 東介護4 (第五段階) ・再度住宅改修に着工する日の状態区分 ~工事を実施~ ★15万円まで利用(★再度20万円まで利用可能) (これまでの支給可能残額8万円はリセット)
③ 要介護3 (第四段階) ★5万円まで利用可能

【例7】3段階リセットの例外は、1回限りであり、再び「介護の必要の程度」の段階が3段階以上上がっても適用されない。

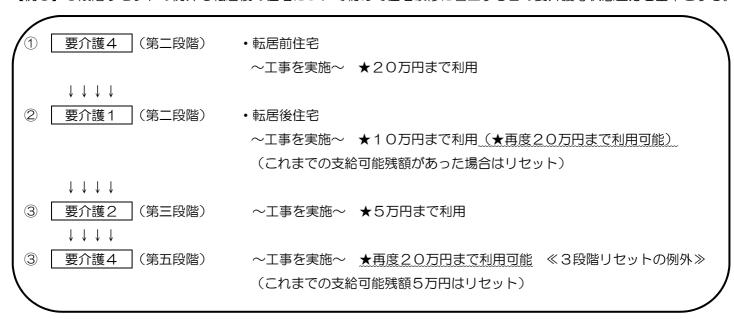
1 要支援1 (第一段階) ・初めて住宅改修に着工する日の状態区分 ~工事を実施~ ★20万円まで利用 \downarrow \downarrow \downarrow 要介護3 (第四段階) • 再度住宅改修に着工する日の状態区分 ~工事を実施~ ★17万円まで利用(★再度20万円まで利用可能) $\downarrow \downarrow \downarrow \downarrow$ 要介護2 (第三段階) (3) ~工事を実施~ ★3万円まで利用 $\downarrow \downarrow \downarrow \downarrow$ 要介護5 (第六段階) 4 ★利用不可(3段階リセットの例外は適用されない)

(2) 転居リセットの例外

⇒転居した場合

- ・転居した場合は、転居前の住宅に係る住宅改修費の支給状況とは関係なく、転居後の住宅について20万円まで支給可能となります。
- 3段階リセットの例外は転居後の住宅のみに着目して適用されます。 (転居リセットの例外が優先)
- 転居前の住宅に再び転居した場合は転居前住宅に係る支給状況が復活します。

【例8】3段階リセットの例外も転居後の住宅について初めて住宅改修に着工する日の要介護等状態区分を基準とする。



【例9】転居前の住宅に再び戻った場合は転居前住宅に係る支給状況が復活し、転居リセットはなかったものとして取り扱うこととなり、3段階リセットの例外で基準となる要介護等状態区分も過去のものが適用されることとなる。

